

認定農業者・認定新規就農者のみなさんにお知らせです！

## 碧南市農業経営改善支援事業の募集を開始します

- 機械設備の導入や更新に！（最大10万円）
- 環境負荷・化学肥料軽減やスマート農業導入のための機械設備の新規導入に！（最大50万円）
- 防犯カメラの設置などの防犯対策・有害鳥獣対策に！（最大10万円）
- ホームページ開設など六次化又は販路拡大に！（最大10万円）<募集詳細は裏面参照>

### 1 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年7月7日（月）まで

※土日祝日を除く。今回から受付開始日が従前から変更されております。

8時30分～12時00分 / 13時00分～17時15分

### 2 受付場所

碧南市役所 2階 農業水産課

### 3 必要書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 見積書の原本またはコピー
- (4) 事業内容のわかるもの（パンフレット等）
- (5) 市税を完納していることの証明（発行から30日以内のもの）

※(1)(2)の書類は、農業水産課窓口または市ホームページからのダウンロードで取得可能です。

### 4 その他

- (1) 次の場合は補助対象外になります。
  - ・既に購入済のもの、市からの交付決定前に事業に着手したもの
  - ・他の補助事業で申請しているもの
- (2) 申請額の合計が予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。
- (3) よくある質問については、以下の市ホームページに掲載しておりますので参考にしてください。

二次元コード



【問合せ】碧南市農業水産課 農政振興係 0566-95-9896

【ホームページ】[http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/keizai\\_kankyo/nogyo\\_suisan/index.html](http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/keizai_kankyo/nogyo_suisan/index.html)

# ＜碧南市農業経営改善支援事業について＞

## 1 補助対象者

- (1) 事業を実施しようとする年度の前年度までに認定農業者等として市の認定を受けていること。
- (2) 市内に住所を有し、又は主たる事業所が市内に所在していること。
- (3) 市税を完納していること。

## 2 補助金の種類

| 補助金の種類          | 補助対象事業  | 補助率     | 補助限度額 |
|-----------------|---|---------|-------|
| 農業経営基盤整備事業補助金   | 機械設備の導入又は更新を行うことにより、農業経営の改善を図る事業  | 10分の1以内 | 100千円 |
| 先進農業経営設備整備事業補助金 | 環境負荷若しくは化学肥料軽減に資する新たな機械設備の <b>新規導入</b> を図る事業<br>(例) 堆肥散布機(化学肥料の使用低減)、ヒートポンプ暖房機(燃料の使用低減)、トラクター等にオプションで取り付ける除草機(除草剤の使用低減)、局所施肥機(肥料の使用低減)など<br>ICT、AI等を活用した省力化、高品質生産に資する機械設備(スマート農業)の <b>新規導入</b> を図る事業<br>(例) 水管理システム(システム管理できる機器)、ロボットトラクター(スマホ・PCで操作できる機器)、外付け自動操縦システム(GPSによる自動操縦できる機器)、農業散布ドローン(ラジコン等で操縦できる機器)、ほ場・施設環境モニタリングなど | 3分の1以内  | 500千円 |
| 防犯対策推進事業補助金     | 農作物及び農機具の盗難、農業用施設の器物損壊防止等、農業経営における防犯対策に係る事業<br>(例) 防犯カメラの設置など<br>有害鳥獣による農作物被害の軽減対策に係る事業<br>(例) 音声発生器など  | 3分の1以内  | 100千円 |
| 六次産業化等推進事業補助金   | 自ら生産した農畜産物を活用し、加工品の製造販売、直売所の設置等、農業の六次産業化または販路拡大に係る事業<br>(例) 市場調査研究や成分分析、加工品製造に係る機械備品等の購入、パッケージ等のデザインの作成、宣材写真又は動画の撮影、ホームページ等の開設及び更新、ネット通販サイトの新規登録、自販機や棚など直売に係る備品購入、商品のポスターチラシの作成、アドバイザー等専門家への謝金、商標登録等の手数料など  | 3分の1以内  | 100千円 |

- ※1 令和7年度から令和11年度までの5年間において、上記の補助金の種類毎に1回ずつ申請を行うことができます。なお、同一年度内に、複数種類の申請を行うことはできません。
- ※2 著しく汎用性の高いものは補助の対象となりません。(例：トラック、パソコン、タブレット、ドライブレコーダー、カメラ等)
- ※3 先進農業経営設備整備事業は、**新規導入の機械、設備等のみが対象**となり、既に導入済みの機械、設備等の増設、更新等は対象になりません。増設、更新等の場合は、農業経営基盤整備事業を活用してください。
- その他、詳しくは農業水産課農政振興係までお問合せください